

加古川市小売業・飲食店等持続支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 5 月 1 8 日
産 業 経 済 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の拡大に伴い、売上が減少した加古川市内の小売業及び飲食店等を営む中小企業者の事業継続を支援することを目的として、予算の範囲内において加古川市小売業・飲食店等持続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条に掲げるものをいう。
- (2) 小売業及び飲食店等 次のアからエに掲げるものをいう。
 - ア 小売業 統計法第 28 条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類 I のうち中分類 56 から 61 に該当する業種
 - イ 学術研究、専門・技術サービス業 日本標準産業分類の大分類 L のうち中分類 71 から 74 に該当する業種
 - ウ 飲食店 日本標準産業分類の大分類 M のうち中分類 76 から 77 に該当する業種
 - エ 生活関連サービス業、娯楽業 日本標準産業分類の大分類 N のうち中分類 78 から 80 に該当する業種

(補助対象者)

第 3 条 補助金の補助対象者は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が減少した加古川市内の小売業及び飲食店等を営む中小企業者であって別表 1 に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業に影響が生じた時期以降に発生した各事業所の固定費とし、その対象は別表 2 のとおりとする。

(補助額)

第 5 条 補助対象経費であって、上限を 10 万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、小売業・飲食店等持続支援事業補助金交付申請書(兼実績報告書及び請求書)(様式第1号)に別表3に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、令和2年12月28日までに行わなければならない。

3 交付申請は、1中小企業者につき1回に限ることとする。

(交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要な調査を行う。この場合、申請者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付の可否を決定し、その結果を小売業・飲食店等持続支援事業補助金交付決定通知書(兼交付額確定通知書)(様式第2号)又は、小売業・飲食店等持続支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

4 市長は、申請者が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)であつて、補助金等を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金等の不交付を決定するものとする。

(交付の方法)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定した申請者に対し、申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むこととする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた後に補助要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付した補助金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

【別表1】（第3条関係）

補助要件

- 1 補助を申請する事業所について、次の各号のいずれにも該当するものであって、申請者と店舗建物の所有者が賃貸借契約を締結し、申請者は当該契約に基づく賃料の支払い義務があること。
 - (1) 申請者は、当該店舗建物の所有者でないこと。また、申請者が法人の場合、店舗建物の所有者が当該法人の役員及びその家族、従業員等でないこと。
 - (2) 申請者と店舗建物の所有者は民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族関係又は生計を一にする関係にないこと。
- 2 補助を申請する事業所について、補助金の交付申請時点において加古川市中心市街地空き店舗活用促進補助金又は加古川市空き家活用支援事業補助金にかかる補助事業期間中でないこと。
- 3 補助を申請する事業所について、令和2年4月から7月のうちいずれか1か月の売上が前年同月の売上に対して20%以上減少していること。

なお、当該事業所の事業歴が1年1か月に満たない場合は、次に掲げるいずれかを前年同月の売上とみなすことにより、売上の減少率を算出するものとする。

 - (1) 令和元年12月の売上
 - (2) 事業開始後の連続する3か月間の平均月間売上
- 4 申請者は、宗教の普及若しくは政治活動を目的とした個人又は団体ではないこと。
- 5 申請者は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

【別表2】（第4条関係）

補助対象経費

固定費とは売上高や生産量の増減とは無関係に発生する費用であって、具体的な費用の例示は次のとおりである。

- (1) 地代家賃
- (2) 人件費
- (3) 水道光熱費
- (4) リース料
- (5) 減価償却費

【別表3】（第6条関係）

小売業・飲食店等持続支援事業補助金交付申請書（兼実績報告書及び請求書）に添付する資料

- (1) 誓約書
- (2) 対象業種であることを示す書類（法人登記簿謄本又は営業許可証の写し等）
- (3) 店舗建物の賃貸借契約書の写し（賃貸借料について記載があるもの）
- (4) 売上が減少していることを示す書類（帳簿の写し等）
- (5) 営業実態があることを示す書類（直近の確定申告書の写し等）
- (6) 代表者の本人確認書類（運転免許証又はパスポートの写し等）
※ただし個人事業者の場合に限る。
- (7) 振込先の金融機関・支店・口座番号・口座名義人がわかる書類（通帳の写し等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

小売業・飲食店等持続支援事業補助金交付申請書（兼 実績報告書及び請求書）

令和 年 月 日

加古川市長 様

申請者（事業者）

本店（社）所在地

会社名称・商号

代表者職氏名

印

（法人の場合は法人代表者印）

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の事業所における事業の持続に支障が生じていることから、標記の補助金の交付を受けたいので、必要書類を添付のうえ下記のとおり申請します。

補助金の交付が決定した場合は、補助金を下記の口座に振り込んでください。

1. 中小企業者の申し出（（1）～（4）のいずれか該当する箇所にチェックを入れてください）

私は、中小企業基本法における中小企業者であることを申し出ます。

- （1）資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（（2）から（4）までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2）資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （3）資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （4）資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの 【各種商品小売業・飲食店等】

2. 申請者情報

企業規模	資本金又は出資金	万円	なし	常時雇用する従業員数	人	
申請者の種別	該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号			
			事業開始時期	年	月	日
		<input type="checkbox"/> 個人	代表者の住所			
			事業開始時期	年	月	日
担当者	フリガナ					
	氏名					
	連絡先	TEL				

3. 申請する事業所（店舗）数

事業所（店舗）

4. 振込先（申請者の口座）

金融機関及び支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
銀行 信用金庫 信用組合 その他	本店 支店・支所 出張所	普通 (総合) 当座	(フリガナ)

※口座名義人は申請者と同一にしてください。

事務処理欄（記入しないでください）

交付決定額（請求額） _____（事業所数）×10万円＝_____万円	備考欄	受付印
--	-----	-----

5. 加古川市の事業所（店舗）※対象事業所が複数ある場合は続紙を利用してください。

No.	事業所（店舗）名	所在地	業種（※）
1		加古川市	

（※）業種は「加古川市補助対象業種一覧」から転記してください（例 763 そば・うどん店）

6. 事業所（店舗）の売上の減少状況 事業歴に応じて①又は②により売上の増減率を計算してください。

①【事業歴が1年1か月以上の場合】

令和2年4月～7月の いずれか1か月の売上金額 →令和2年__月（a）	昨年（平成31年（令和元年））の 左記と同月の売上金額 →____年__月（b）	売上金額の増減率 $(a \div b - 1) \times 100 (\%)$
円	円	% (小数点第3位以下切り捨て)

※売上金額が20%以上減少している必要があります。

②【事業歴が1年1ヶ月未満で、前年4月～7月のいずれにも売上金額がない場合】

計算に用いた方法にを入れて、金額を（c）欄に記載してください。

令和元年12月の売上

円

事業開始後の連続する3か月間の平均月間売上（下の表に時期と金額を記入）

年 月	年 月	年 月	平均
円	円	円	円

（c）いずれか高い
方を選択

令和2年4月～7月の いずれか1か月の売上金額 →令和2年__月（a）	（c）	売上金額の増減率 $(a \div c - 1) \times 100 (\%)$
円	円	% (小数点第3位以下切り捨て)

※売上金額が20%以上減少している必要があります。

7. No.1 事業所（店舗）の固定費の支払状況（実績の報告）

経費区分	新型コロナウイルスによる 影響が生じ始めた時期（A）	（A）から本補助金の申請時点までの 支払実績額
地代家賃	令和 年 月	円
人件費	令和 年 月	円
水道光熱費	令和 年 月	円
リース料	令和 年 月	円
その他（ ）	令和 年 月	円
		（合計） 円

※固定費の支払実績額の合計が10万円以上の場合、補助金は10万円となります。

続紙一

5. 加古川市の事業所（店舗）※対象事業所が複数ある場合は続紙を利用してください。

No.	事業所（店舗）名	所在地	業種（※）
		加古川市	

（※）業種は「加古川市補助対象業種一覧」から転記してください（例 763 そば・うどん店）

6. 事業所（店舗）売上の減少状況 事業歴に応じて①又は②により売上の増減率を計算してください。

①【事業歴が1年1か月以上の場合】

令和2年4月～7月の いずれか1か月の売上金額 →令和2年__月（a）	昨年（平成31年（令和元年））の 左記と同月の売上金額 →____年__月（b）	売上金額の増減率 $(a \div b - 1) \times 100 (\%)$
円	円	% (小数点第3位以下切り捨て)

※売上金額が20%以上減少している必要があります。

②【事業歴が1年1ヶ月未満で、前年4月～7月のいずれにも売上金額がない場合】

計算に用いた方法にを入れて、金額を（c）欄に記載してください。

令和元年12月の売上

円

事業開始後の連続する3か月間の平均月間売上（下の表に時期と金額を記入）

年 月	年 月	年 月	平均
円	円	円	円

（c）いずれか高い方を選択

令和2年4月～7月の いずれか1か月の売上金額 →令和2年__月（a）	（c）	売上金額の増減率 $(a \div c - 1) \times 100 (\%)$
円	円	% (小数点第3位以下切り捨て)

※売上金額が20%以上減少している必要があります。

7. No. 事業所（店舗）の固定費の支払状況（実績の報告）

経費区分	新型コロナウイルスによる 影響が生じ始めた時期（A）	（A）から本補助金の申請時点までの 支払実績額
地代家賃	令和 年 月	円
人件費	令和 年 月	円
水道光熱費	令和 年 月	円
リース料	令和 年 月	円
その他（ ）	令和 年 月	円
		（合計） 円

※固定費の支払実績額の合計が10万円以上の場合、補助金は10万円となります。

様式第3号（第7条関係）

加 産 第 号
令 和 年 月 日

様

加古川市長 岡田 康裕

小売業・飲食店等持続支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった小売業・飲食店等持続支援事業補助金交付申請
について、審査の結果、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 不交付理由

誓約書

以下の事項を確認し、事実に相違ない場合はチェックをつけてください。

- 本補助金の対象として申請する事業所は、申請する時点で事業を継続しており、廃止する予定はありません。
- 本補助金の対象として申請する事業所は、本補助金の交付申請時点において、加古川市中心市街地空き店舗活用促進補助金又は加古川市空き家活用支援事業補助金にかかる補助事業期間にはありません。
- 本補助金の対象として申請する事業所の店舗建物の所有者ではありません。
- (店舗建物の所有者が法人の場合) 本補助金の対象として申請する事業所の店舗建物を所有する法人の役員及びその家族、従業員等ではありません。
- 本補助金の対象として申請する事業所の店舗建物の所有者とは民法(明治 29 年法律第 89 号)第 725 条に規定する親族関係又は生計を一にする関係は有しません。
- 宗教の普及若しくは政治活動を目的とした個人又は団体ではありません。
- 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係は有しません。

加古川市小売業・飲食店等持続支援事業補助金の交付を申請するにあたり、上記の事項について誓約します。

誓約内容について事実に反する内容があった場合、本補助金についての交付決定が取り消されても異議はありません。

令和 2 年 月 日

申請者 (事業者)

本店 (社) 所在地

会社名称・商号

代表者職氏名

印

(法人の場合は法人代表者印)

【申請にあたっての同意及び注意事項】

- (1) 申請者は、申請日から補助金の交付を受けるまでの間に申請内容に変更がある場合、ただちに市に申し出なければなりません。
- (2) 申請書類の記載事項については、関係機関等への照会等、調査を行う場合があります。
- (3) (1) の申し出がない場合や、申請書類に事実に反する内容が含まれることが判明した場合は、この申請及び補助金の交付決定を取り消す場合があります。